

静岡県告示第413号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和元年12月3日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月3日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	大東菊川線	菊川市高橋字下壺町田3430番の1から	前	9.1~19.7	23.0
		菊川市高橋字下壺町田3430番の2まで	後	11.7~23.2	23.0